

令和 7 年第 3 回 3 月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年3月4日(火) 午後1時58分から午後2時41分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁
 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子
 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久
 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義
 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 28. 小山内 壽
 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰
 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 25. 長谷川一幸 27. 長谷川秀樹 計 4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第 4号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第17号 農地に該当するか否かの判断について
- 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第20号 農地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次 長：村田龍治 係 長：宮西正高 主 幹：小笠原瞳
主 査：吉田純也 主 事：一戸想永 計 6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第3回(3月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席頂きましてありがとうございます。

今年の冬は大雪に見舞われ、りんごの枝、幹の割れ等の被害があり、また、ハウス等にも被害がありまして、まだまだこれから雪解けが進むにつれて、被害が拡大する

のではないかと懸念されています。被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

そして、令和の米騒動、令和6年から騒がれており、21万tの備蓄米放出もありますが、米の高騰、資材の高騰等、農家の皆様には大変な事がまだまだ続いておりますが、ゆっくり収まるよう願うところであります。

本日は3月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には28番小山内壽委員、30番工藤正樹委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 4号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農地に該当するか否かの判断について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 農地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」「報告第4号公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第3号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第3号は、1ページの番号30番、2ページの番号の42番から15ページ番号60番までの20件です。解約は田が18件で面積は337,650㎡、畑が1件で面積は2,193㎡、樹園地が15,334㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。

次に、16ページをお開きください。報告第4号について説明いたします。

「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和7年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

16ページの番号1番は、令和6年12月10日の収納課の公売入札に参加するため申請し、12月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、令和6年12月25日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第15号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、17ページをお開きください。議案第15号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第15号は、17ページの番号79番から33ページの番102番までの24件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が12件で、田が115,95

2㎡、畑が20, 842㎡、「贈与」が5件で、田が27, 380㎡、畑が11, 148㎡、「賃貸借」が1件で、田が200, 756㎡、「使用貸借」が1件で、田が596㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから8ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。17ページ、79番の田は総額212万円、10a当たり25万円、18ページ、80番の田は総額277万円、10a当たり15万3千円、19ページ、81番の田と畑は総額525万円、10a当たり23万8千円、82番の畑は10a当たり7万円、20ページ、83番の田は総額300万円、10a当たり24万4千円、84番の畑は総額45万円、10a当たり9万5千円、21ページ、85番の田10a当たり20万円、86番の田は総額116万円、10a当たり27万円、21ページ、87番の田は総額200万円、10a当たり28万円、22ページ、88番の田は10a当たり26万円、89番の田は10a当たり26万円、90番の田は総額240万円、10a当たり11万2千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結致します。これより、議案第15号を採決致します。おはかり致します。議案第15号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第16号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、14番 新岡亮委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（14番 新岡亮委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第16号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、34ページをお開きください。議案第16号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第16号は、34ページ番号904番の1件です。内訳は所有権移転の「あっせんによる売買」が1件で、田が7,048㎡です。別添の農地法第3条調査書9ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。34ページ、904番の田は総額191万円、10a当たり27万1千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結致します。

これより、議案第16号を採決致します。おはかり致します。議案第16号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

14番 新岡亮委員入室願います。

（14番 新岡亮委員入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第17号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

35ページをご覧ください。「議案第17号農地に該当するか否かの判断について」。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和7年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

36ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっております。委員のお手

元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、森田地区、畑が１筆で３３３㎡となっており、本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第１７号の質疑を終結致します。

これより、議案第１７号を採決致します。おはかり致します。議案第１７号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第１７号は「非農地」と判断することに決定致しました。

（議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第１８号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは３７ページをお開きください。議案第１８号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和７年３月４日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第１８号は、３７ページ番号１０番から、７７ページ番号２２３番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が２件、面積が２５，００３㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が４３件、畑が３件、うち樹園地が１件で、合計４６件ですが、田と畑両方の申請が１件ありますので、件数では４５件、面積が４７４，６４８㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が１件、畑が３件、うち樹園地が１件で、合計４件、面積が２２，９０８㎡です。続いて、「再設定の賃貸借」で、田が９件、面積が７４，２５２㎡です。次に、「利用権の移転」で、田が１７件、畑が１件、計１８件で、面積

が286, 967㎡です。議案第18号の合計としまして、田が72件、畑が7件、うち樹園地が2件で、合計79件ですが、田と畑両方の申請が1件ありますので、件数では78件、面積が合計1, 014, 797㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。37ページをお開きください。37ページ番号10番の田は、10a当り30万円、次に、番号11番の田は、総額180万円、10a当り20万円となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結致します。

これより、議案第18号を採決致します。おはかり致します。議案第18号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第19号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、15番吉田秀美委員、17番葛西勝久委員、19番工藤しのぶ委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（15番吉田秀美委員、17番葛西勝久委員、19番工藤しのぶ委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第19号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは78ページをお開きください。議案第19号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和7年3月4日提出、つがる

市農業委員会会長。

議案第19号は、78ページから80ページの番号907番から番号910番です。議案第19号の内訳ですが、「新規の賃貸借」で田が3件で、面積が合計67,832㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で田が1件、面積が4,594㎡です。議案第19号の合計としまして、田が4件、面積が合計72,426㎡となります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結致します。これより、議案第19号を採決致します。おはかり致します。議案第19号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定致しました。

15番吉田秀美委員、17番葛西勝久委員、19番工藤しのぶ委員入室願います。

（15番吉田秀美委員、17番葛西勝久委員、19番工藤しのぶ委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第20号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは81ページをご覧ください。議案第20号について説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和7年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第20号の件数については3件となっております。利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。番号19番、利用権を設定する農用地は、木造蓮花田、木造早田の計4筆で、期間は10年です。賃借料は10aあたり24,600円となっております。受け手の決定理由は賃貸借の再設定です。番号20番、利用権を設定する農用地は、木造善積の計4筆で、期間は10年です。賃借料は無償の使用貸借となっております。受け手の決定理由は賃貸借の再設定です。番号21番、利用権

を設定する農用地は、柏上古川の計４筆で、期間は１０年です。賃借料は１０ａあたり１７，０００円となっております。受け手の決定理由は柏上古川幾山の２筆が賃貸借の再設定、柏上古川房田と八重崎の２筆に関しましては、基盤法からの切り替えです。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２０号の質疑を終結致します。

これより、議案第２０号を採決致します。おはかり致します。議案第２０号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２０号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、追加議案について事務局長より説明させます。

事務局長

「議案第２１号公売買受適格者の証明について」につきましては、委員の皆様方に議案を送付後に申請を受けたものでありますが、公売の入札日が３月１８日となっており、公売の独自性・緊急性から、追加提案する運びとなったものであります。また、「議案第２２号地域計画（案）の策定について」につきましては、基盤法第１９条により、令和７年３月末までに策定することが求められています。今回の総会議案として審議しなければ、今年度中の策定に間に合わないため追加提案する運びとなったものであります。ご了承くださるようお願いします。

議 長（藤本正彦会長）

ただ今、事務局長から説明があった「議案第２１号公売買受適格者の証明について」、「議案第２２号地域計画（案）の策定について」を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって「議案第２１号公売買受適格者の証明について」、「議案第２２号地域計画（案）の策定について」を追加し、議題とすることに決定されました。それでは、議案第２１号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、追加議案をお開きください。

議案第２１号「公売買受適格者の証明について」。農地法第３条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和７年３月４日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、屏風山土地改良区が２月５日付けで公告した公売への証明願です。入札日時は３月１８日の午前１０時から１０時１０分までとなっており即日開札です。売却決定日時は３月２５日午前１０時です。農地法第３条調査書１０ページのとおり農地法第３条第２項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２１号の質疑を終結致します。

これより、議案第２１号を採決致します。おはかり致します。議案第２１号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２１号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に「議案第２２号地域計画（案）の策定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

それでは、追加議案をお開きください。

「議案第２２号地域計画（案）の策定について」。つがる市長より、地域計画を次のとおり策定したい旨の協議があったので意見を求める。令和７年３月４日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由として、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定により、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係者の意見を聴く必要があるため、農業委員会に意見を求めるものであります。

「地域計画」策定の趣旨・目的は農業経営基盤強化促進法の改正により、地域農業の将来像として各地域の話し合いにより策定してきた「人・農地プラン」が「地域計画」に変わり、令和７年３月末までに策定することになりました。地域計画とは、これまで耕作してきた農地を次の世代も耕作していくために、「地域農業をどのように維持・発展していくのか」、「将来、地域の農地を誰が利用するのか」について、地域の農業者等を中心に話し合い、将来の地域の農地利用の姿を明確にするために策定する計画であります。それで、申し訳ございません、こちらの議案ですが、総会終了後、回収させていただきます。お帰りの際、テーブルに置いたままをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声あり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２２号の質疑を終結致します。

これより、議案第２２号を採決致します。おはかり致します。議案第２２号は、原案のとおりとし、つがる市長に回答することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２２号は、原案のとおりとし、つがる市長に回答することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について （竹内事務局長）

１）日 時 令和７年４月４日（金） 午後４時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室

２）日 時 令和７年５月９日（金） 午後４時００分より

場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和7年度 農業委員会新年度交流会について（村田次長）
- 2) 令和7年度 農業委員会総会等日程予定（村田次長）
- 3) 令和7年4月からの農地の貸借について（吉田主査）
- 4) 農業者年金加入推進活動について（小笠原主幹）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和7年第3回（3月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。